

# (仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子

## 1. 条例制定の背景

市民の誰しもある日突然犯罪に巻き込まれ、その被害者等となる可能性があります。犯罪等の被害者、家族又は遺族となった方は、その犯罪等の直接的な被害だけでなく、精神的、経済的な困難や周囲の偏見、誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>といった二次的被害に直面することが多く、平穏な生活を営むための妨げとなっています。国では、これらの犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年4月に犯罪被害者等基本法が施行され、千葉県においても令和3年4月に千葉県犯罪被害者等支援条例が施行されました。また、令和5年6月には国の犯罪被害者等施策推進会議において、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況に応じ、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするための取組が明確化されました。

そこで、本市においても被害者等に寄り添った支援を行い、市民等が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、「(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

## 2. 条例の目的

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

## 3. 用語の定義

### (1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族などをいいます。

(3) 市民等

市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいいます。

(4) 事業者

市内で犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいいます。

#### 4. 基本理念

(1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分配慮して行われるものとします。

(2) 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われるものとします。

(3) 犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく継続して行われるものとします。

(4) 二次的被害及び再被害の発生の防止に十分配慮して行われるものとします。

(5) 市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるものとします。

#### 5. 責務及び体制

(1) 市の責務

基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとします。

(2) 市民等の責務

① 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのな

いよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとします。

- ② 市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

### (3) 事業者の責務

- ① 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとします。
- ② 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について、十分に配慮するよう努めるものとします。
- ③ 市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

### (4) 総合的支援体制の整備

関係機関等と連携及び協力し、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとします。

## 6. 基本的な支援

### (1) 相談及び情報の提供等

- ① 犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供を行うものとします。
- ② 犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

### (2) 経済的支援

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支援するため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、支援を行うものとします。

### (3) 安全の確保

犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を行うものとします。

### (4) 日常生活等の支援

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、必要な支援を行うこととします。

### (5) 居住の安定

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は二次的被害及び再被害を防止するため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、必要な支援を行うものとします。

### (6) 雇用の安定

犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった犯罪被害者等の雇用の安定を図り、二次的被害を防止するため、必要な支援を行うものとします。

### (7) 法律相談支援

犯罪被害者等が犯罪等の被害に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、必要な支援を行うものとします。

### (8) 裁判手続支援

犯罪被害者等が、当該犯罪等の被害に係る刑事訴訟及び民事訴訟に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、必要な支援を行うものとします。

### (9) 精神的な被害の回復の支援

犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により受けた影響から回復することができるよう、必要な支援を行うものとします。

## 7. その他取組

### (1) 本市に住所を有しない犯罪等による被害者の支援

本市に住所を有しない者が本市で発生した犯罪等により被害を受けたときは、その者が住所を有する地方公共団体から求めがあった場合には、必要な情報の提供を行うものとします。

### (2) 市民等及び事業者の理解の促進

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、必要な施策を行うものとします。

### (3) 人材の育成

犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な施策を行うものとします。

### (4) 民間支援団体への協力

犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るために必要な協力を行うものとします。

### (5) 支援を行わないことができる場合

犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができます。

### (6) 意見等の反映

犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者、市民等、事業者及び関係機関等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

## 8. スケジュール（予定）

- ・令和6年10月 条例（案）の骨子に対する意見募集の実施
- ・令和7年 2月 令和7年第1回定例会へ条例案の提出
- ・令和7年 4月 条例施行